

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日が休日である場合)

次

告示

土地の立入りの許可

公共測量を実施する旨の通知

◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一
部を改正する

告示

示

鳥取県告示第三百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年七月一日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十年七月一日

鳥取県告示第三百四十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年七月一日から昭和四十一年六月三十日まで

鳥取市古海、山ヶ鼻、徳尾、鳩、大桶、三谷、野坂、高住、良田、大塚、三山口、松原、高殿、田中、金沢、大畑、福谷、辛川、堤見、御熊、雁津、氣高郡氣高町下光元、持木、大杉、馬場、上垣、山崎、戸島、上光、西分、坂本、二本木、重高、土居、中園、木梨、宮方、寺内、郡家、睦逢、笛尾、山宮、坂谷、羽衣石、十万寺、植見、佐美、倉吉市下余戸、上余戸、栗尾、大原、円谷、米田

四 立ち入ろうとする期間

一起業者の名称
二 事業の種類
中国電力株式会社

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による電気事業の用に供する

る電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

昭和四十年九月 四日まで

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十年八月二十六日から

鳥取県知事 石破二朗

三 作業地域 倉吉市余戸谷町、河原町、広瀬町、鐵治町一丁目、鐵治町

三丁目、越中町、瀬崎町、越殿町、西岩倉町、東岩倉町、福吉町、福吉町二丁目、仲之町、西仲町、東仲町、西町、大正町、明治町、研屋町、魚町、東町、堺町一丁目、堺町二丁目、新町一丁目から三丁目まで、荒神町、湊町、住吉町、宮川町、駄経寺、西倉吉町、秋喜、昭和町、生田、福守

東伯郡大栄町、北条町

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の東京事務所の項中「部長
行政連絡員
商務員」に改める。

を
「部長
行政連絡員
商務員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。